

発委第1号

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則を下記のとおり制定する。

令和7年3月21日提出

提出者 飯田市議会議会運営委員会
委員長 井 坪 隆

記

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第161条」を「第160条の2―第161条」に改める。

第9条第2項中「認めるときは」の次に「、会議に宣告することにより」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条及び第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第19条第1項中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第19条第2項及び第3項中「承認」を「許可」に改める。

第21条中「議長は」を「、議長は」に改める。

第22条第2項中「場合」の次に「において」を加える。

第27条中「（選挙の宣告）」を削る。

第29条中「職員の点呼に応じて」を「議長の指示に従って」に、「投票を備付けの投票箱に投入する」を「投票する」に改める。

第31条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条に次の1項を加える。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第37条第1項中「（請願の委員会付託）」を削る。

第44条の見出し中「調査期限」を「調査の期限」に改め、同条第2項中「審査」の次に「又は調査」を加え、「（付議事件を議題とする時期）」を削り、「会議」を「議会」に改める。

第45条第2項中「ときは」の次に「、議会の承認を得て」を加える。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に、「又は」を「、又は」に改め、同条第2項中「発言を」を「、発言を」に改める。

第63条第1項中「前条」を「、前条」に改める。

第64条中「（質疑又は討論の終結）」を削る。

第74条中「（議場の出入口閉鎖）」、「（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」、「（投票）」及び「（投票の終了）」を削り、「第31条（開票及び投票の効力）」を「第31条第1項から第3

項まで」に改め、「（選挙結果の報告）」及び「（選挙関係書類の保存）」を削る。

第76条中「異議がない」を「この場合において、異議がない」に改める。

第77条第2項中「その」を「この場合において、その」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第77条の4第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第77条の8第2項中「第77条の5、第77条の6及び前条」を「前3条」に改める。

第78条第1項中「記載し、又は記録する」を「記載する」に改める。

第80条中「（発言の取消し又は訂正）」を削る。

第87条の2の見出しを「（出席委員に関する措置）」に改め、同条第1項を次のように改める。

この章における出席委員には、飯田市議会委員会条例（昭和44年飯田市条例第30号）第15条の2の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席している委員を含む。

第87条の2第2項中「オンライン会議」を「オンラインによる方法を用いた委員会」に改める。

第93条中「承認を要する」を「許可を得なければならない」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

第110条第1項中「委員でない議員」の次に「（以下この条において「委員外議員」という。）」を加え、「会議（オンライン会議を含む。以下この章及び第5章において同じ。）への」を「その」に改め、同条第2項中「委員でない議員」を「委員外議員」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前2項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第111条に次の1項を加える。

2 委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

第118条の見出し中「朗読」を「配布」に改め、同条中「職員をして朗読させる」を「その写しを委員に配布する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ないときは朗読をもって配布に代えることができる。

第122条中「オンライン会議に出席する」を「オンラインによる方法で出席している」に改める。

第124条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「とらなければ」を「採らなければ」に改める。

第128条中「（投票用紙の配布及び投票箱の点検）」、「（投票）」及び「（投票の終了）」を削り、「第31条（開票及び投票の効力）」を「第31条第1項から第3項まで」に改め、「（選挙結果の報告）」を削る。

第130条中「異議がない」を「この場合において、異議がない」に改める。

第131条第1項中「その」を「この場合において、その」に改める。

第131条の3に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長

が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその申出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第131条の7において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第131条の4第1項中「利害関係者及び学識経験者（以下「公述人」という。）」を「公述人」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改める。

第131条の5第3項中「オンライン会議」を「オンラインによる方法で会議」に改める。

第131条の7の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第1項中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改め、同条第2項を削る。

第131条の8第3項中「第131条の5、第131条の6及び前条」を「前3条」に改める。

第132条第1項中「及びその名称」を削り、「代表者」を「その名称及び代表者」に改め、同条第4項中「承認」を「許可」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

第134条第1項のただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第134条第2項を次のように改める。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

第134条第3項中「みなす」を「みなし、それぞれの委員会に付託する」に改める。

第135条第1項中「会議又はオンライン会議において」を削り、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の場合において、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で説明することができる。

- 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

第136条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第140条第2項中「、準用する」を「準用する」に改める。

第142条中「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を削る。

第143条を次のように改める。

（決定の通知）

第143条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第145条中「外とう、襟巻、つえ」を「コート、マフラー」に、「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第150条の見出し中「印刷物」を削り、同条中「資料、新聞紙、文書等の印刷物」を「資料等」に改める。

第153条中「（秘密の保持）」を削る。

第154条中「ついては」を「ついて」に改め、「（議案等の説明、質疑及び委員会付託）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（代理弁明）

第154条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させ

ることができる。

第159条第4項中「オンライン会議に議員が参加することを許可する」を「オンラインによる方法で協議等の場を開く」に改め、同条第5項中「議員は、オンライン会議に出席するときは、あらかじめ招集権者の許可を得なければならない」を「開会方法その他必要な事項は、飯田市議会委員会条例の例による」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「その他」を「に関し」に改め、同項を同条第6項とする。

第9章中第161条の前に次の2条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第160条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うこととされているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うこととされているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨を議長の定めるところにより届けた場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関しこの規則に定める方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第66条、第79条、第118条、第133条第1項及び第134条第1項の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子上豪処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）とされているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもってこれに代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受けるものについて対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第

1 項又は第2 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより当該通知のうち当該部分以外の部分について前各項の規定を適用する。この場合において、第3 項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6 項の規定により前2 項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5 項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録の作成等）

第160条の3 この規則の規定（第28条第1 項（第74条及び第128条において準用する場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（以下この条において「作成等」という。）とされているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、電磁的記録の作成等をもって代えることができる。

2 前項の規定により作成等された電磁的記録については、文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

別表常任委員会協議会の項の次に次のように加える。

政策会議	議案の分野別又は包括的な審議の充実及び政策的な課題への対応を図るための協議又は調整を行う場とする。	副議長 常任委員会の委員長 各会派から選出される議員	政策会議委員長
------	---	----------------------------	---------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。